

# 第 508 回 愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和 4 年 10 月 14 日 (金)  
午後 1 時 30 分～  
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階  
共用大会議室

## 会 議 次 第

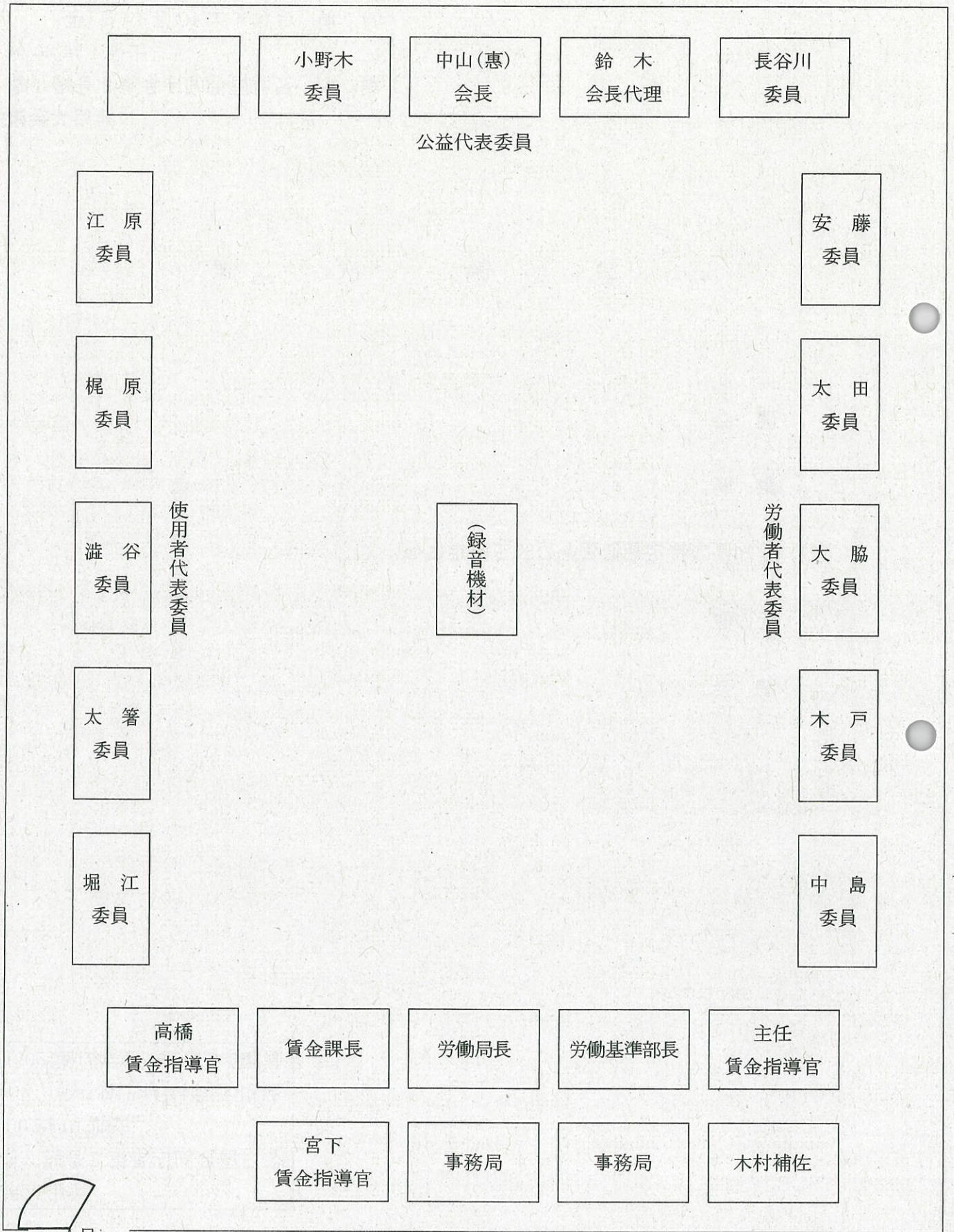
- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について
  - (2) その他
- 3 閉 会

異議申出があった時(第 509 回)  
令和 4 年 11 月 1 日(火)  
午前 10 時 00 分～  
名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階  
共用大会議室



第 508 回愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和 4 年 10 月 14 日(金) 午後 1 時 30 分～  
名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室





# 資 料 目 次

資料No.

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書 写
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書 写
- 3 令和4年度 特定最低賃金専門部会審議結果表
- 4 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和4年度版





令和4年10月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会

部会長 小野木 昌弘

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。



別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
  - (1) 製鉄業
  - (2) 製鋼・製鋼圧延業
  - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
  - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
  - (5) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
    - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,018円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和4年12月16日



愛知地方最低賃金審議会  
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会委員名簿  
(令和4年9月1日現在)

公益代表委員

氏 名	現 職 等
小 <sup>オ</sup> 野 <sup>ノ</sup> 木 <sup>ギ</sup> 昌 <sup>マ</sup> 弘 <sup>サヒロ</sup>	中日新聞社 論説委員
中 <sup>ナ</sup> 山 <sup>カヤマ</sup> 恵 <sup>ケ</sup> 子 <sup>イコ</sup>	中京大学 経済学部教授
長 <sup>ハ</sup> 谷 <sup>セガワ</sup> 川 <sup>カワ</sup> ぶ <sup>フ</sup> き <sup>キ</sup> 子 <sup>コ</sup>	弁護士

労働者代表委員

氏 名	現 職 等
大 <sup>オ</sup> 脇 <sup>ワキ</sup> 匡 <sup>マ</sup> 人 <sup>サト</sup>	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
小 <sup>コ</sup> 寺 <sup>テラ</sup> 浩 <sup>コウ</sup> 志 <sup>シ</sup>	日本製鉄名古屋労働組合 書記長
近 <sup>コ</sup> 藤 <sup>ドウ</sup> 陽 <sup>キヨ</sup> 彦 <sup>ヒコ</sup>	大同特殊鋼労働組合 書記長

使用者代表委員

氏 名	現 職 等
梶 <sup>カ</sup> 原 <sup>ジワラ</sup> 弘 <sup>ヒロ</sup> 司 <sup>シ</sup>	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
勝 <sup>カ</sup> 木 <sup>ツキ</sup> 隆 <sup>リュウ</sup> 二 <sup>ニ</sup>	小木曾工業株式会社 総務部 部長
鳥 <sup>トリ</sup> 本 <sup>モト</sup> 隆 <sup>タカ</sup> 義 <sup>ヨシ</sup>	宮崎精鋼株式会社 取締役管理本部長

(敬称略、五十音順)





令和4年10月4日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 鈴木 進也

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。



別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月16日



愛知地方最低賃金審議会  
 輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

(令和4年9月1日現在)

公益代表委員

氏名	現職等
小野木 昌弘	中日新聞社 論説委員
鈴木 進也	弁護士
中山 恵子	中京大学 経済学部教授

労働者代表委員

氏名	現職等
小林 僚平	全トヨタ労働組合連合会 労働政策局 局長
小松 昌亀	愛知機械工業労働組合 執行委員長 日産労連 愛知地方協議会 議長
竹内 隆織	日本基幹産業労働組合連合会 愛知県本部 事務局長

使用者代表委員

氏名	現職等
江原 功一	刈鋌工業株式会社 取締役会長
佐藤 秀樹	盟和精工株式会社 代表取締役社長
太 箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

(敬称略、五十音順)



## 令和4年度 特定最低賃金専門部会審議結果表

専門部会名	現行最賃額	引上額	引上率	改定最賃額	部会結審日	部会審議結果	部会結審内容
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	996	22	2.21	1018	10月4日	▲	労働者 代表委員 反対
愛知県輸送用機械器具製造業	976	21	2.15	997	10月4日	▲	労働者 代表委員 反対



最低賃金引上状況等の推移（愛知） 令和4年度版

単位：時間額、引上額(円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)
愛知県最低賃金	780 (H25.10.26)	22 (2.90)	800 (H26.10.1)	20 (2.56)	820 (H27.10.1)	20 (2.50)	845 (H28.10.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)		
目安額(円)	19 (2.51)		19 (2.44)		19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)			
改定状況調査による 賃金上昇率(%)	1.1		1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5			
区分	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)		
染色整理業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
鉄鋼業	885 (113.5)	11 (1.26)	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	988 (R3.12.16)			
はん用機械器具 製造	858 (110.0)	9 (1.06)	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	988 (R3.12.16)			
精密機械器具 製造	813 (104.2)	9 (1.12)	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)			
電気機械器具 製造	823 (105.5)	8 (0.98)	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)			
輸送用機械器具 製造	863 (110.6)	9 (1.05)	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	943 (R2.12.16)			
自動車(新車) 小売	846 (108.5)	10 (1.20)	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)			
各種商品小売業	799 (102.4)	7 (0.88)	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)			
自動車(新車) 同部品小売業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
発効日※	(H25.12.16)		(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)					

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)





令和4年10月14日

愛知労働局長  
代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 恵子

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年8月4日付け愛労発基0804第1号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)



## 別紙1

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

愛知県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
  - ロ 軽易な運搬の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,018円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和4年12月16日



## 別紙2

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

愛知県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和4年12月16日